

監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正について

年 月 日  
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書 240</p> <p style="text-align: center;"><b>財務諸表監査における不正</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日                      改正 2013年6月17日                      改正 2015年5月29日                      改正 2018年10月19日                      改正 2019年6月12日                      改正 2021年1月14日                      改正 2021年6月8日                      改正 2021年8月19日                      改正 2022年10月13日                      改正 2023年1月12日                      最終改正 2024年●月●日</p> <p><b>《Ⅲ 適用指針》</b>  <b>《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》</b>  <b>《(3) その他の情報の検討》</b>(第22項参照)</p> <p>A20. 分析的手続の実施により入手した情報に加えて、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムについて入手したその他の情報は、不正による重要な虚偽表示リスクの識別に有用なことがある。監査チーム内の討議により、そのようなリスクの識別に役立つ情報を入手することがある。</p> <p>さらに、監査契約の新規の締結及び更新に関する手続並びに企業に対して実施したその他の業務、例えば、<u>期中</u>レビュー業務において入手した情報は、不正による重要な虚偽表示リスクの識別に関連することがある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>監査基準報告書 240</p> <p style="text-align: center;"><b>財務諸表監査における不正</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日                      改正 2013年6月17日                      改正 2015年5月29日                      改正 2018年10月19日                      改正 2019年6月12日                      改正 2021年1月14日                      改正 2021年6月8日                      改正 2021年8月19日                      改正 2022年10月13日                      最終改正 2023年1月12日</p> <p><b>《Ⅲ 適用指針》</b>  <b>《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》</b>  <b>《(3) その他の情報の検討》</b>(第22項参照)</p> <p>A20. 分析的手続の実施により入手した情報に加えて、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムについて入手したその他の情報は、不正による重要な虚偽表示リスクの識別に有用なことがある。監査チーム内の討議により、そのようなリスクの識別に役立つ情報を入手することがある。</p> <p>さらに、監査契約の新規の締結及び更新に関する手続並びに企業に対して実施したその他の業務、例えば、<u>四半期</u>レビュー業務において入手した情報は、不正による重要な虚偽表示リスクの識別に関連することがある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

改正案	現 行
<p><b>《10. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》</b>（第 39 項から第 41 項参照）</p> <p>A56-4. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項について経営者や<b>ガバナンスに責任を有する者</b>にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、企業に注意喚起することを含め、適切な規制当局による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為を明確に禁止していることがある。例えば、マネー・ローンダリングに関する法令に従って、監査人が適切な規制当局に不正を報告することが求められている場合がある。このような状況では、監査人が検討する事項は複雑であり、監査人が法律専門家に助言を求めることが適切と考えることがある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《Ⅳ 適用》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2011 年 12 月 22 日）は、2012 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2013 年 6 月 17 日）は、2014 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2015 年 5 月 29 日）は、2015 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2018 年 10 月 19 日）は、2019 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2019 年 6 月 12 日）は、2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。</li> <li>・ 本報告書（2021 年 1 月 14 日）は、2023 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査及び 2022 年 9 月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施することを妨げない。</li> <li>・ 本報告書（2021 年 6 月 8 日）は、2023 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査及び 2022 年 9 月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施することを妨げない。</li> <li>・ 本報告書（2021 年 8 月 19 日）は、2021 年 9 月 1 日から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022 年 7 月 25</li> </ul>	<p><b>《10. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》</b>（第 39 項から第 41 項参照）</p> <p>A56-4. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項について経営者や<b>統治責任者</b>にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、企業に注意喚起することを含め、適切な規制当局による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為を明確に禁止していることがある。例えば、マネー・ローンダリングに関する法令に従って、監査人が適切な規制当局に不正を報告することが求められている場合がある。このような状況では、監査人が検討する事項は複雑であり、監査人が法律専門家に助言を求めることが適切と考えることがある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《Ⅳ 適用》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2011 年 12 月 22 日）は、2012 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2013 年 6 月 17 日）は、2014 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2015 年 5 月 29 日）は、2015 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2018 年 10 月 19 日）は、2019 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2019 年 6 月 12 日）は、2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。</li> <li>・ 本報告書（2021 年 1 月 14 日）は、2023 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査及び 2022 年 9 月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施することを妨げない。</li> <li>・ 本報告書（2021 年 6 月 8 日）は、2023 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査及び 2022 年 9 月に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施することを妨げない。</li> <li>・ 本報告書（2021 年 8 月 19 日）は、2021 年 9 月 1 日から適用する。</li> <li>・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022 年 7 月 25</li> </ul>

改正案	現 行
<p>日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書(2023年1月12日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、本報告書(2022年10月13日及び2023年1月12日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</li> <li><u>本報告書(2024年●月●日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書(2023年1月12日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、本報告書(2022年10月13日及び2023年1月12日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第8-2項及びA5-3項)</li> <li>監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所)</li> </ul> </li> <li>本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第8-2項及びA5-3項)</li> <li>監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) (修正箇所:A5-3項)</li> </ul> </li> <li><u>本報告書(2024年●月●日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第8-2項及びA5-3項)</li> <li>監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所)</li> </ul> </li> <li>本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第8-2項及びA5-3項)</li> <li>監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) (修正箇所:A5-3項)</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>